

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

株式会社 弥生保険事務所

TOPIC

地震対策は
万全ですか？

家具類の転倒防止や防災ベストなど 安全守る商品がつぎつぎ登場

地震の活動期に入った日本ではいつどこで大地震が起きてもおかしくはありません。実際に、近年頻発している大震災を受けて不安に感じている方も多いことでしょう。しかし家や家具に穴を開けることへの抵抗感や工具を使用することの面倒さに対策が進んでいない方も多いのではないのでしょうか。最近市販されている防災用品は性能もさることながら手軽に取り付けられる固定器具やユニークな商品があります。そのいくつかを紹介します。防災を生活用品を揃えるような感覚で取り入れてみましょう。

【転倒防止マット】

壁と家具の接着する面に耐震マットが付いているので、壁や家具を傷つけることなく、工具も必要としないので女性でも買ってすぐに取り付けられるのが魅力です。冷蔵庫、テレビ、棚など重量別に対応した種類があります。



【ガラス飛散防止フィルム】

地震の揺れでガラスが割れます。過去の震災でも多くの方が慌てて歩いたことでガラスの破片を踏んでけがをしました。窓ガラス、絵画、写真立て、ガラスの扉つきキャビネット、食器棚にはガラスの飛散防止フィルムを貼りましょう。ガラス一面に貼るタイプや手軽に貼れる四隅タイプがあります。



【防災ベスト】

前と後ろに18のポケットがあり、セットの防災グッズをバランスよく入れることができます。重

い荷物を背負うことが負担に感じる方や有事の際に家族を背負う、抱くことが考えられるご家族にお勧めです。すぐに持ち出せるよう玄関のコート掛けにかけるなど避難動線上に備えておきましょう。



【投げる消火剤】

消火器の扱いを知らない方でも、投げるだけで簡単に消火できる消火用具。液を薄めて大量の消火液を作ることにも可能です。舐めても人体に影響のない原料なのでお子さんのいるご家庭でも安心して使えます。火元より離れたところにおいて置きましょう。



【耐震シェルター】



シェルターは今使用しているテーブルの中央に取り付けるだけで耐震テーブル

になる優れたもの。押入れシェルターは普段物入れとして使っている押入れがシェルターになる心強い商品です。いず

れも普段使っている場所を安全な空間に変えることができます。自宅の耐震性に不安を感じながらもすぐに対処できないご家庭はまずこちらから始めてみてはいかがでしょうか。



(危機管理教育研究所 代表 国崎信江)

保険は消費者自身のもの 契約内容は面倒がらず 自分で確認を!

損害保険契約に関する
注意点シリーズ③

「重要事項説明と
意向確認手続き」

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報)

保険契約に当たっては通常、代理店から取り扱える保険会社等の情報について説明を受けます。契約する保険に関する重要なことから（これを「重要事項」といいます）を記載した書面をしっかりと読み、補償される内容、補償されない内容をよく確認してください。

「重要事項」とは、一般的には、消費者が保険契約を締結する際、合理的な判断を行うために必要な事項を言います。具体的な事項は保険商品によって異なりますが（注）、保険会社では、それら重要な事項を記載した書面「重要事項説明書（契約概要と注意喚起情報）」を作成しています。

(注) 重要事項の例

保険料、保険期間、保険の対象・保険の対象の所在地、補償内容、保険金を支払わない場合、他の契約の有無、事故歴など
ご自身の契約にどのような特約

がついているのか、また、その特約により補償範囲が広がるのか、狭くなるのかについても、十分ご確認する必要があります。

意向確認書面

保険商品を適切に選択・購入できるように、金融庁が策定している「保険会社向けの総合的な監督指針」により、医療保険等一定の保険商品については、保険会社は契約者が申込みを行おうとする保険商品が自らのニーズに合致した内容であることを保険契約締結前に最終的に確認する「意向確認書面」を作成し、契約者に交付することが求められています。また火災保険や自動車保険についても、契約者が申込みを行う保険契約の内容が、自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とされる事項（自動車保険の年齢条件・火災保険における保険の対象・地震保険の契約など）について、ご契約者に契約締結前に再確認を促す体制を整備することが求められています。

そこで、保険会社・代理店は保険商品の内容・重要事項の説明につづき、「ご意向確認」の手続きをとらせていただいています。

す。契約しようとする保険商品がご契約者ご自身のニーズに合致した補償内容であることを確認する、ご自身によるご自身のための手続きです。多少の時間は頂戴することになりますが、他人任せにすることなく、後々のためにしっかりとご自身で確認をしましょう。ご協力をお願いします。

※保険会社によって「契約内容確認書」または「インターネット画面」などにご記入いただいています。

契約の適正化

各保険会社は、火災保険等の契約に不適切な点がないかについての確認調査を自主的に実施いたしました。確認調査の結果、保険料に誤りがあった契約につきましては、内容を訂正し、適正な保険料とすべく差額の保険料を返戻させていただきます。

調査については、お客さま宛のダイレクトメール等により実施いたしました。確認調査を実施している契約のうち、保険会社にご連絡されていないお客さまにつきましては、引き続き確認調査を実施しておりますので、保険会社までご連絡ください。また、現在ご契約されている火災保険等のご契約内容についてご不明な点がございました場合も同様にご連絡下さい。



「保険会社向けの総合的な監督指針」とは？ 金融庁が保険会社の監督事務に関し、その基本的な考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容を踏まえ、体系的に整理したもの。（平成17年8月に公表）



無意識のうちに不法就労させていませんか？

製造業の生産工程で働く作業員を中心に、飲食店や小売業における販売・接客といった多くの身近な分野で、外国人労働者の活躍が目立ちます。企業主導の景気回復が足踏み状態の折、出口の見えない原油価格高騰の影響に衰弱してきた企業の本音（＝人件費削減ニーズ）が映ります。とはいえ、労働基準法や最低賃金法等は属地主義のため、日本にいる外国人労働者なら、就労の合法性・違法性を問わず、適用対象となります。国籍を理由とした労働条件の差別的取扱いは違法です。

増大する外国人雇用トラブル

■**不当雇用**：金銭トラブルを抱えた外国人研修・技能実習生（図参照）の労基署・入国管理局への駆込み件数が急増しています。故意または制度の誤認から、就労不可の「研修生」を生活実費程度の研修手当で酷使する例、逆に雇用関係下にある「技能実習生」を不当な低賃金で働かせ、時間外手当も不要とした例が相次ぎ、最低賃金との差額支払請求訴訟に発展したケースも散見されます。

■**不法就労**：法務省入国管理局によると、平成19年中に退去強制手続きを執った外国人は4万5,502人。これら入管法違反外国人の81.3%、つまり3万6,982人に不法就労の事実を認めました。入管法には、雇用した企業側をも処罰の対象とする「不法就労助長罪」の定めがあります。旅券（パスポート）や外国人登録証明書等

《表》外国人労働者を受け入れる企業側に望まれる視点

| 確認すべき時点 | 確認すべき事項およびそのポイント |
|--------------|---|
| 採用時 | ①本人に「就労資格証明書」の提示を要求→入国資格の確認 ②労働条件を明示した雇用契約書の締結・交付 ⇒「業務内容が在留資格の範囲内かどうか」を検証。相互確認! |
| 定期的に | 在留期間超過や資格更新漏れの事前検知を!! |
| 注意すべき事象 | 法令遵守面で気をつけるべきポイント |
| 社会保険への加入手続き | 加入要件に合えば強制適用。 ⇒本人の希望(加入拒否の意向)に応じてはいけない!! |
| 留学生等のアルバイト採用 | 「資格外活動許可書」で就労許可の事実を確認。 ⇒就労時間制限を踏まえた時間管理の徹底! |

による在留資格や在留期間の事前確認を怠った瞬間、「3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金」刑が搭載された爆弾を抱えるのです。

外国人雇用動向および企業側の受入れ確認ポイント

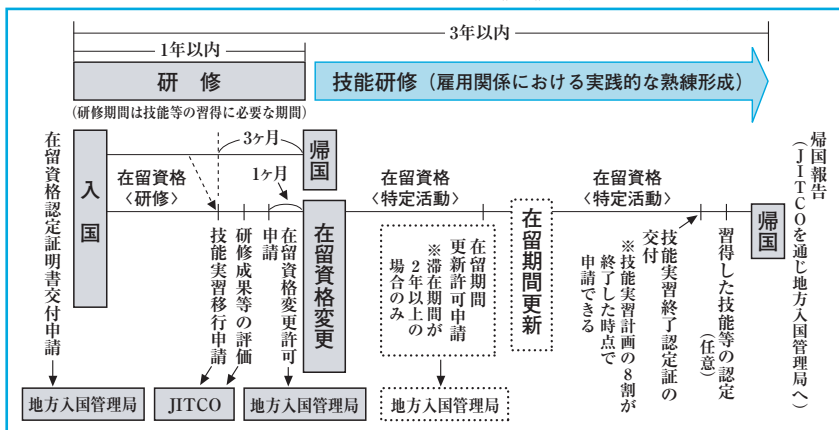
企業に直接雇用される外国人労働者の属性を見ると、約半数が就労制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」、続く2割弱は特定分野なら就労可能な「専門的、技術的分野」の在留資格を保持しています（厚生労働省：外国人雇用状況報告より）。作業員従事者が圧倒的多数を誇るものの、既に一部の「エリート層」へも門戸は開かれています。労働力の多様化・多国籍化が進む中、

人材の有効活用ならびに経済活性化の起爆剤として、外国人雇用体制の整備が望まれます。改正雇用対策法では、外国人の就職・離職が生じる都度、氏名・在留資格・在留期間等をハローワークに届けられることが、企業の新たな義務とされました。トラブル回避には、さらに《表》の視点を加味した対策が有効です。

外国人の雇用基盤作り：より付加価値の高い戦力とするために

国内に生活基盤がなく、日本の労働慣行に不慣れな外国人労働者の特性に配慮し、外国語マニュアルの整備・独自研修を通じた周辺知識の補充や理解促進等、サポート体制の充実・強化が望まれます。

《図》研修および技能実習の流れ



(東京外国人雇用サービスセンターのホームページより転載)



「不法就労」とは？ ①正規の在留資格を持たない外国人（不法入国者や不法残留者）が就労によって収入を得る場合。②正規の在留資格を持つ外国人が資格外活動許可を受けずに、許可の範囲を超えて就労する場合で、収入を伴うもの。

今さら聞けない...
メタボリックシンドロームと病気の関係

肥満症を治療しよう!

今、話題のメタボリックシンドロームは日本語では「代謝異常症候群」ですが、最近では太っている人が自分のことを「オレ、メタボだからさ〜」などと言うのを良く聞きます。それは脂肪、特に内臓脂肪がインシュリンの働きを悪くするホルモンや血栓を作りやすくするホルモン、高血圧を引き起こすホルモンなどを分泌するからなのです。つまり、「太っている」=「内臓脂肪が多い」=「悪玉ホルモンを分泌している」=「メタボリックシンドロームになりやすい」という訳で、太っている人のことを「メタボ」と言うようになったのです。

メタボリックシンドロームの治療、予防でまずしなければならないのは体重を減少させることです。

●肥満の基準

現在、肥満の診断はBMI（体重kg÷身長m÷身長m）を計算してその値で判断します。

ているので肥満の人たちはBMIが22になるようにダイエットをしなければなりません。

- BMI 18.5未満 …… やせ
- BMI 18.5～25 …… 標準
- BMI 25～30 …… 肥満
- BMI 30以上 …… 高度肥満

●メタボ検査

メタボ検査では体重、腹囲、血圧の測定に加えて血液検査と腹部CTの撮影を行います。

血液検査を元に肝機能や腎臓機能、血糖値、動脈硬化の原因となる中性脂肪、コレステロールなどを調べます。

また腹部CTでは内臓脂肪量の多さを視覚的に分かるように面積で比較します。

●内科的治療

内科的治療は栄養指導・運動指導・薬物療法を組み合わせで行います。毎日の食事と体重を記録し、それを元に医師だけでなく管理栄養士や運動療法士の指導を受けて

BMIが22のときが一番有病率が小さく、適正と言われ

生活を改善しながら体重を落とします。また医師の診断によって漢方薬や食欲を減退させる薬物を使用することもあります。

●外科的治療

肥満は重症になると内科的治療ではどうしてもリバウンドしてしまいます。BMI 32以上の高度肥満の人に対しては肥満外科手術によって治療することもできます。外科的治療とは胃の上部をバンドで縛って食べる量を減らす方法や、胃の上部と空腸をつないで胃の大部分と十二指腸には食べ物が通らないようにし、エネルギーの吸収を抑える方法などがあります。

手術は腹腔鏡下で行い、5～7日程度の入院でできますがその後も継続して食事指導などのフォローアップを受ける必要があります。標準体重をオーバーしている超過体重の半分以上を減量することを目標とし、糖尿病や高血圧、高脂血症、無呼吸症候群など肥満の合併症の改善に効果が期待できます。

医療法人社団木下会鎌ヶ谷総合病院名誉院長・国際肥満外科学会日本部会代表 日本肥満外科・代謝外科センター長 川村 功



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成20年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で約6,300名となりました。

株式会社 弥生保険事務所 損害保険・生命保険代理店

〒540-0032
大阪市中央区天満橋京町2番13号(ワキタ天満橋ビル7F)
TEL:06-6942-2801 FAX:06-6942-9173
E-mail: info@yayoi-hoken.co.jp
URL: http://www.yayoi-hoken.co.jp/



日本代協はチームマイナス6%に参加しています

◆営業種目◆

◆保険業務

生命保険 事業活動に関わるリスク
損害保険 個人生活に関わるリスク

◆コンサルタント業務

・診断・ライフシミュレーション
ご加入の保険をチェックしてみませんか

取扱保険会社

- ・三井住友海上 東海日動 ニッセイ同和 他
- ・三井住友海上きらめき生命
- ・東京海上日動あんしん生命



— 契約者・消費者のために! —

加入 日本損害保険代理業協会正会員

ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>